

## 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況及び今年度の取組みについて

平成30年度における狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況及び、今年度の取組みについて以下のとおり報告します。

### 1 概要

狭あい道路の拡幅を推進するため、平成元年に施行した従来の条例を改正し、平成28年7月に「杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例」を施行した。

平成30年度は拡幅整備の積極的な推進を図るため、本条例に基づく重点整備路線や新たに指定した整備地区において、戸別訪問やチラシの戸別配布による働きかけを実施するとともに、区立施設において重点的に拡幅整備を行った。今年度は拡幅整備目標を9,500mから10,000mに引き上げ、目標達成のためこれまでの取組みに加え、30年度に指定した整備地区において実態調査を実施し、未後退箇所への戸別訪問を行うなど、狭あい道路拡幅整備の加速化を図る。

### 2 平成30年度 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況

別紙1のとおり

### 3 今年度の取組み

#### ① 拡幅整備

- 30年度に指定した整備地区における周知活動の実施
  - ・ 実態調査の実施（松ノ木地区）
  - ・ 拡幅整備対象者に戸別訪問を実施
- 施策の実施状況の公表
  - ・ 広報すぎなみ11月15日号及び区ホームページに掲載

#### ② 支障物件

- 徹底した指導・措置の実施
  - ・ 重点整備路線における2項道路後退指導のための路線測量
  - ・ パトロールによる支障物件の是正・指導

#### ③ 電柱等移設

- 突出電柱への取組強化
  - ・ 電柱事業者との連携強化による、適時・適切な移設の実施

#### ④ 狭あい道路の拡幅に関する協議会

- 「杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例附則第2項にある、条例改正後の杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例の施行状況の確認と検証及び、今後の施策について」の諮問をし、年度内に答申を受ける予定

平成 30 年度

狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況

杉並区

## (1) 拡幅整備の取組

### 1) 区全域

項目	単位	年度			累計
		H28	H29	H30	H1～H30
拡幅整備件数 <sup>※1</sup>	件	624	621	604	16,164
測量件数 <sup>※2</sup>	件	679	620	595	16,389
拡幅整備延長 <sup>※3</sup>	m	8,361	8,297	8,330	223,206
拡幅整備工事費 <sup>※4</sup>	千円	755,622	809,170	864,227	14,240,036
測量費 <sup>※5</sup>	千円	144,659	127,767	149,413	3,037,971

※1 拡幅整備件数 …狭あい道路拡幅整備を行った件数

※2 測量件数 …狭あい道路拡幅整備に関して測量を行った件数

※3 拡幅整備延長 …狭あい道路拡幅整備が完了した建築基準法第42条第2項の道路の延長

※4 拡幅整備工事費 …狭あい道路拡幅整備工事に要した費用

※5 測量費 …狭あい道路拡幅整備に関する測量に要した費用

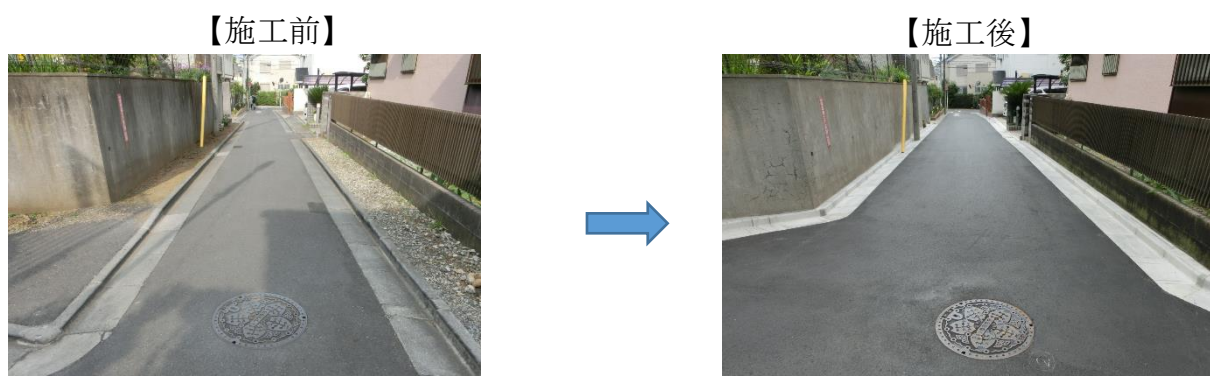
### 2) 折衝による拡幅

(上記区全域の内数)

項目	単位	年度			合計
		H28	H29	H30	H25～H30
折衝 <sup>※6</sup> 件数	件	138	604	453	2,104
拡幅整備件数	件	36	63	49	216
拡幅整備延長	m	450	953	1,158	3,312

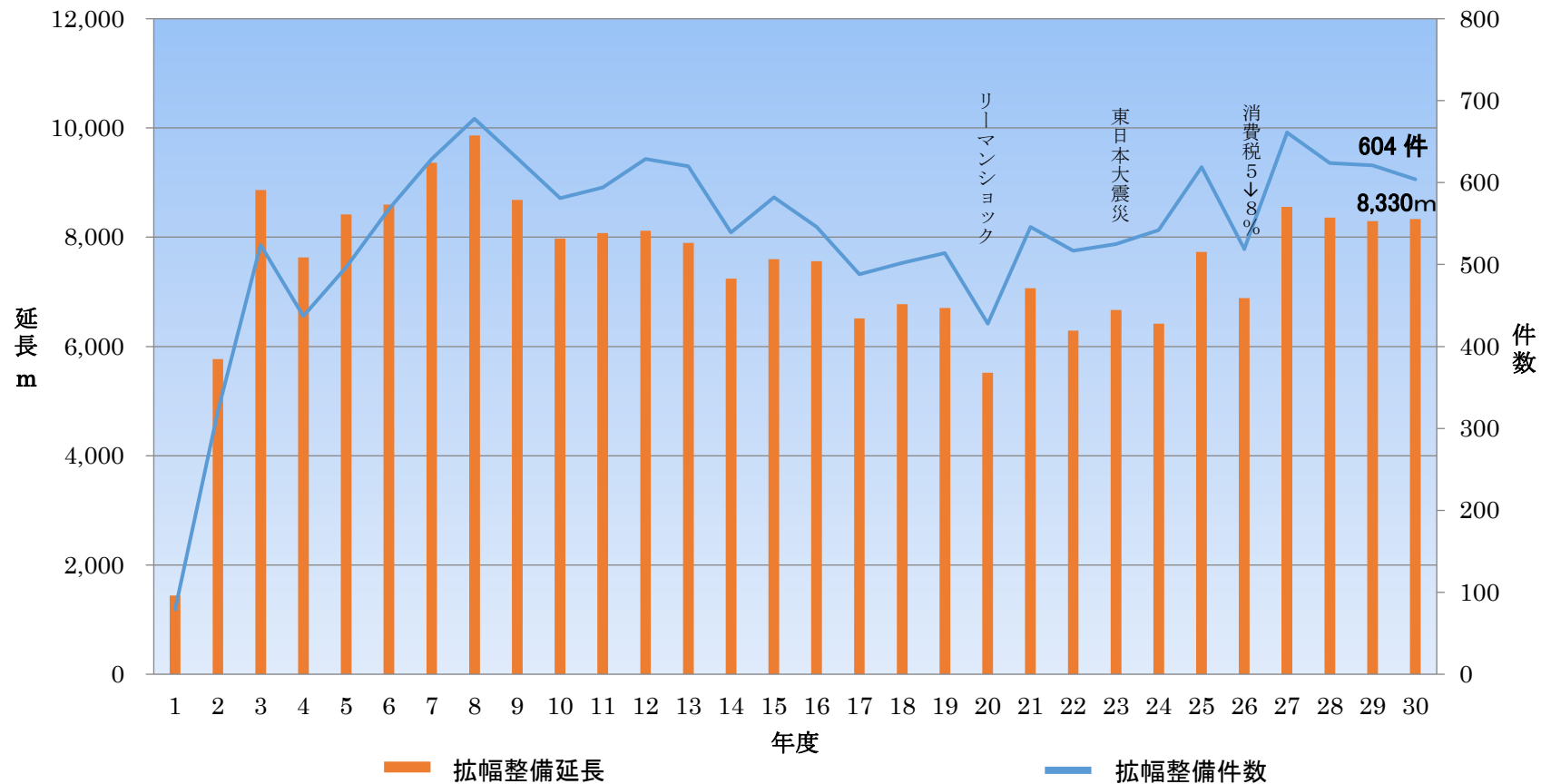
※6 折衝…職員が区民へ戸別訪問・電話対応・DM送付・ポスティング等の働きかけを行うこと

### 3) 拡幅整備の例

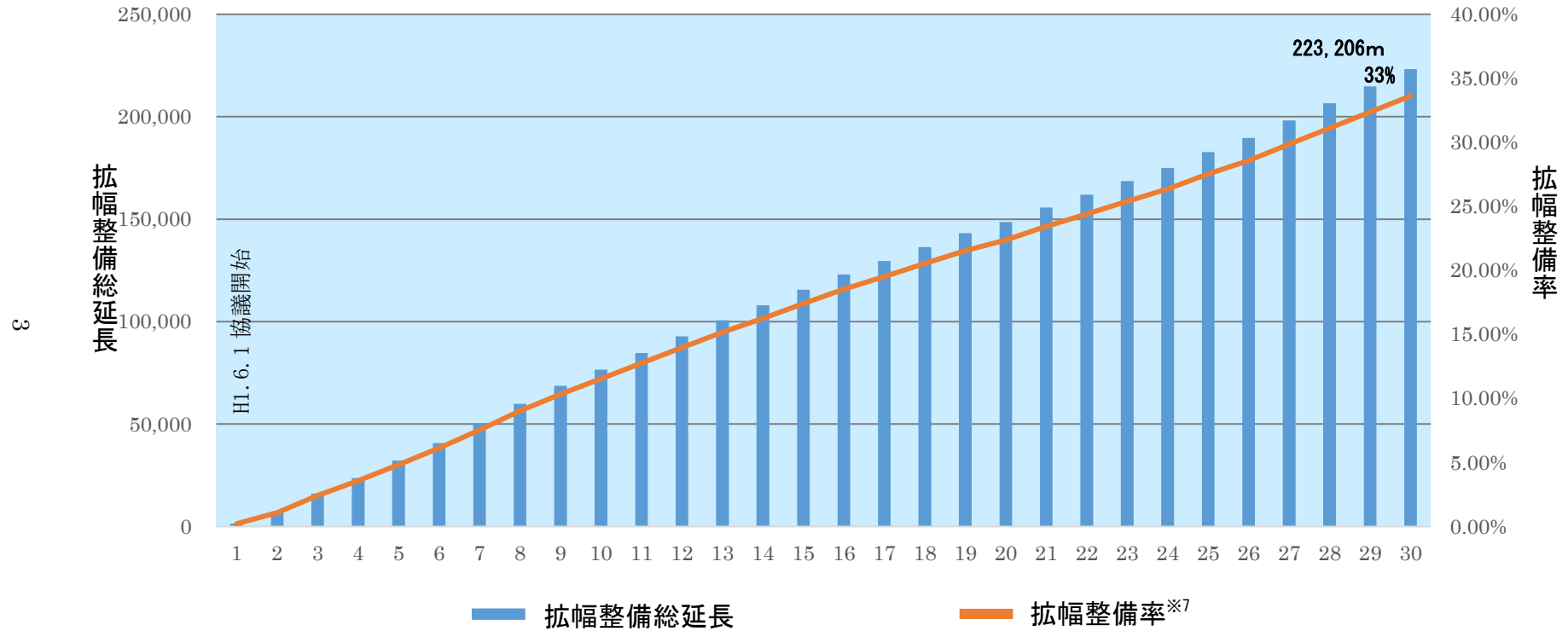


L形側溝が拡幅整備により後退している。

#### 4) 拡幅整備延長と拡幅整備件数の推移 (平成元年度～30年度)



5) 拡幅整備総延長と拡幅整備率の推移 (平成元年度～30年度)



※7 拡幅整備率…拡幅整備総延長が狭あい道路の全延長に占める割合

$$\text{拡幅整備率} = \text{拡幅整備総延長} \div [\text{建築基準法第42条第2項道路総延長距離}(332\text{km}) \times 2 (\text{両側})]$$

## (2) 支障物件<sup>※1</sup>の取組

### 1) 区全域

項目	H28	H29	H30	合計
支障物件等に関する相談・要望受付件数	33	62	24	119
支障物件に該当する件数	18	19	10	47
指導件数	17	19	10	46
是正件数	3	9	1	13

※1 支障物件…土地に定着する工作物その他の避難上及び通行上支障となる物件(容易に移動させることができるもの及び建築基準法に規定されている建築物や擁壁を除く)をいう(平成29年1月1日施行)。

#### [主な相談内容]

- ・後退用地に自動販売機が置いてある。
- ・後退用地に花壇が作られている。
- ・後退用地に木が植えられている。
- ・後退用地に大きな植木鉢が置かれている。
- ・後退用地部分が駐車場として使用されている。

### 2) 支障物件撤去の例

【施工前】



【施工後】



支障物件であるプランターが撤去され、狭あい道路の拡幅整備を行った。

### (3) 電柱等移設<sup>※1</sup>の取組

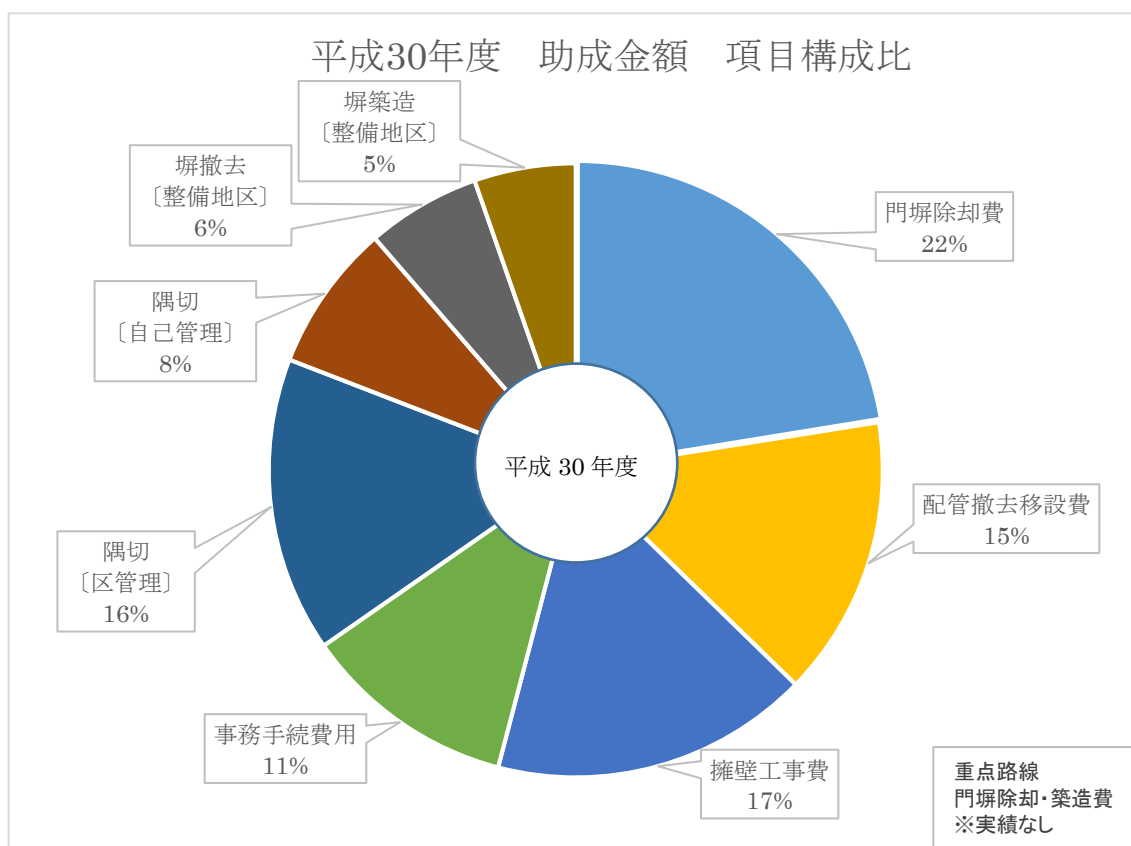
年 度	H24 調査 (60 cm以上突出)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	累計
依頼件数 <sup>※2</sup>	118	258	244	212	176	136	156	1,300
完了件数 <sup>※2</sup>	48	238	231	200	165	123	141	1,146
未了件数 <sup>※2</sup>	70	20	13	12	11	13	15	154

※1 電柱等移設…狭あい道路の拡幅整備に伴い既存の電柱を移設し円滑な通行を確保する。

※2 件数は各年度における件数。完了・未了件数は当該年度以降実施したのものも反映。  
移設は電柱等管理者において実施。

### (4) 助成制度の取組

年 度	H28	H29	H30
件数	490	647	543
助成金額〔千円〕	45,595	54,793	50,042



## (5) 重点整備路線<sup>※1</sup>の取組

### 1) 拡幅整備

路線 番号	所在地	敷地 全体数 <sup>※2</sup> 〔件〕	拡幅整備 済数 <sup>※3</sup> 〔件〕	折衝 回数 <sup>※4</sup> 〔回〕	未拡幅 整備数 <sup>※5</sup> 〔件〕	拡幅 整備率 <sup>※6</sup> 〔%〕	年度
①	阿佐谷南一丁目 27～43番	35	14	36	21	40.0	H29
			14	12	21	40.0	H30
②	阿佐谷南二丁目 16～17番	13	2	38	11	15.3	H29
			2	20	11	15.3	H30
③	阿佐谷北五丁目 19～41番	62	28(2)	71	34	45.1	H29
			29(1)	44	33	46.7	H30
④	久我山三丁目 5～20番	51	25(1)	22	26	49.0	H29
			25	18	26	49.0	H30
合 計		161	69(3)	167	92	42.8	H29
			70(1)	94	91	43.4	H30

※1 重点整備路線 …拡幅整備を行う必要性が高いと認められる路線  
(平成28年11月指定：参考資料参照)

※2 敷地全体数 …重点整備路線に接している敷地数

※3 拡幅整備済数 …拡幅整備を行った敷地数  
( )内は当該年度に拡幅整備を行った敷地数

※4 折衝回数 …職員が区民へ折衝(戸別訪問、電話対応、DM送付、ポスティング等)  
を行った回数

※5 未拡幅整備数 …(全体数)－(拡幅整備済数)

※6 拡幅整備率 …(拡幅整備済数)／(敷地全体数)

上段	H29.4.1～H30.3.31
下段	H30.4.1～H31.3.31



## 2) 支障物件

路 線		路線①	路線②	路線③	路線④
物 件 数	H29	3	0	5	0
	H30	3	0	5	0

〔具体例〕 車止めポール、プランター、花壇、樹木

## 3) 助成金

年 度	H28	H29	H30
件数	2	4	2
助成金額〔円〕	320,000	1,313,000	70,000

〔H30 助成項目〕 事務手続費 2件、隅切奨励金(自己管理) 1件

## (6) 普及啓発の取組

項目	H29	H30
広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報すぎなみ掲載 (1回)</li> <li>・ 区ホームページ (常時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報すぎなみ掲載 (3回)</li> <li>・ 区ホームページ (常時)</li> </ul>
説明会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区町会連合会 (2回)</li> <li>・ 町会役員会 (7地区)</li> <li>・ 杉並町会連合会 (1回)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント出展 (7回)</li> <li>・ 啓発チラシ (3回)</li> <li>・ パトロール (3回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな整備地区、整備地区の通学路、整備地区以外の通学路チラシ配布 (5,000枚)</li> <li>・ イベント出展 (7回)</li> <li>・ 啓発チラシ (7回)</li> <li>・ パトロール (1回)</li> </ul>

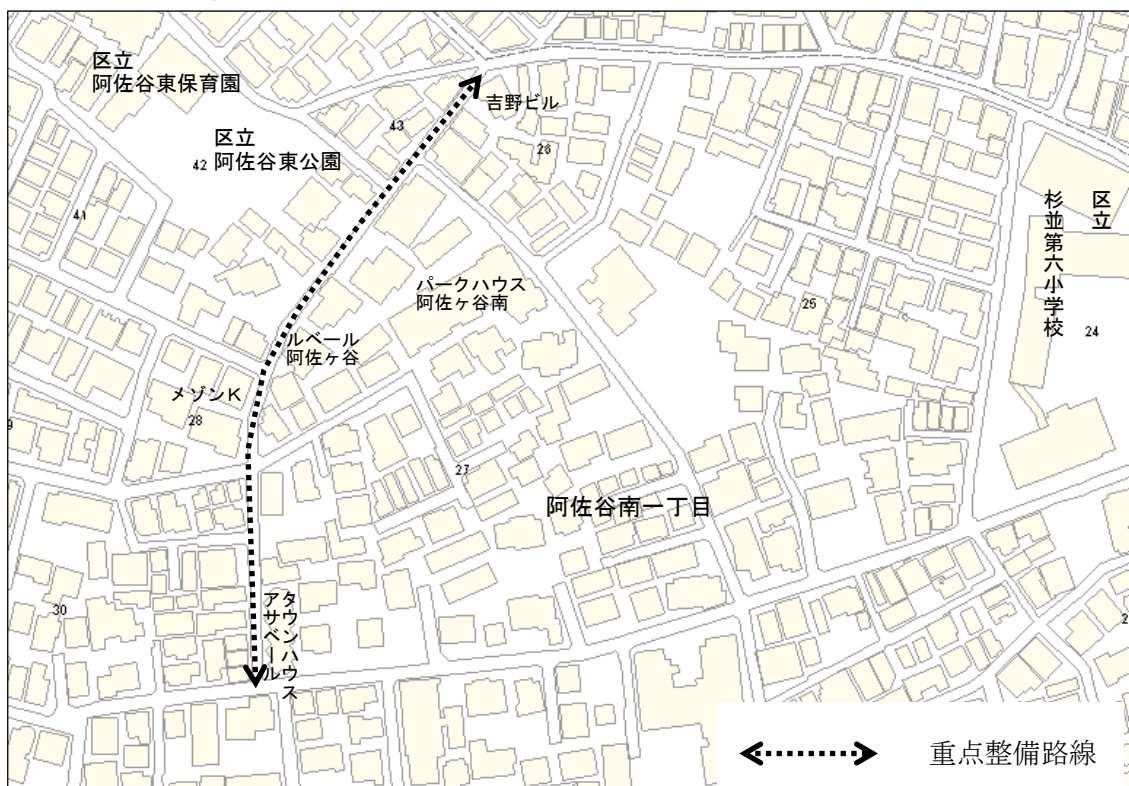
## (7) 協議会運営

### 1) 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の実施状況

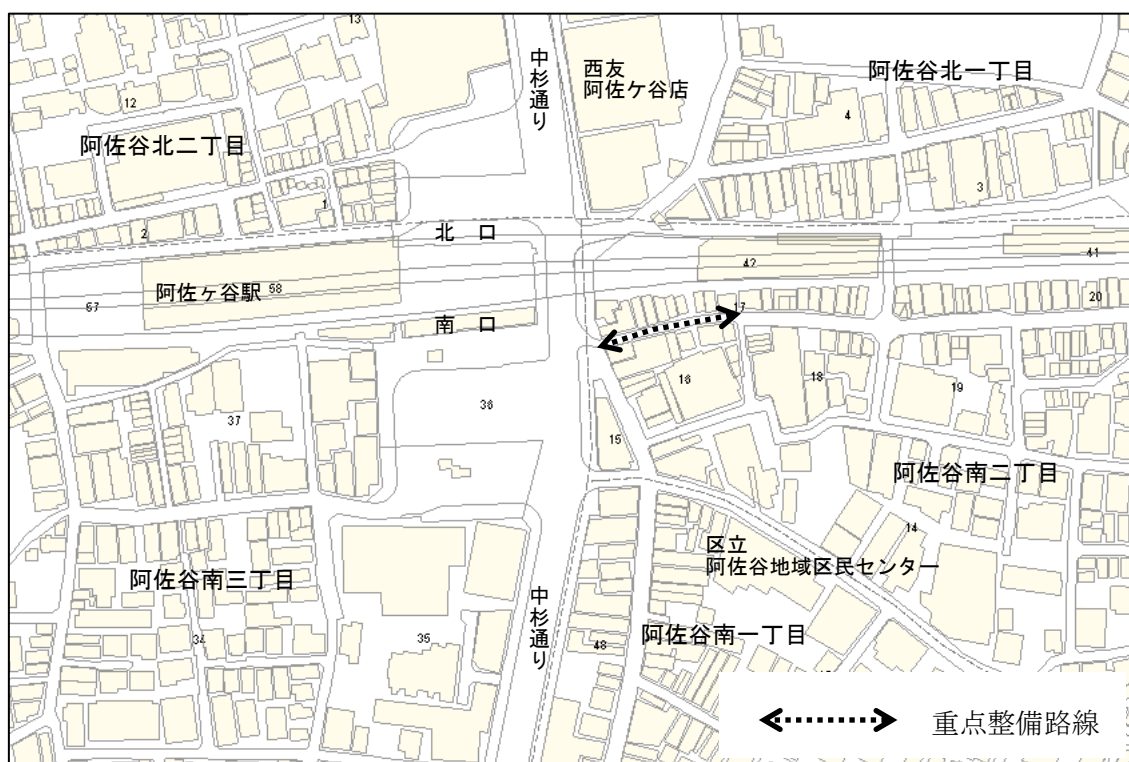
回数	開催日	主な内容	条例第13条による出席者
第1回	平成30年 5月7日	・平成29年度実績報告 ・平成30年度の取組について	—
第2回	平成30年 11月7日	・協議会委員委嘱 ・平成29年度施策の実施状況について ・平成30年度上半期の実施状況について	—
第3回	平成31年 3月20日	・平成30年度施策の実施状況(暫定版)について ・平成30年度の取組と課題の整理について	

## 参考資料：重点整備路線案内図

重点整備路線①：阿佐谷南一丁目 27～43 番



重点整備路線②：阿佐谷南二丁目 16～17 番



重点整備路線③：阿佐谷北五丁目 19～41 番



重点整備路線④：久我山三丁目 5～20 番

